

■ウズベキスタンの国別研修の活動として、ウズベキスタン第2回本邦研修(オンライン)―契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定について―を開催しました(令和4年3月)

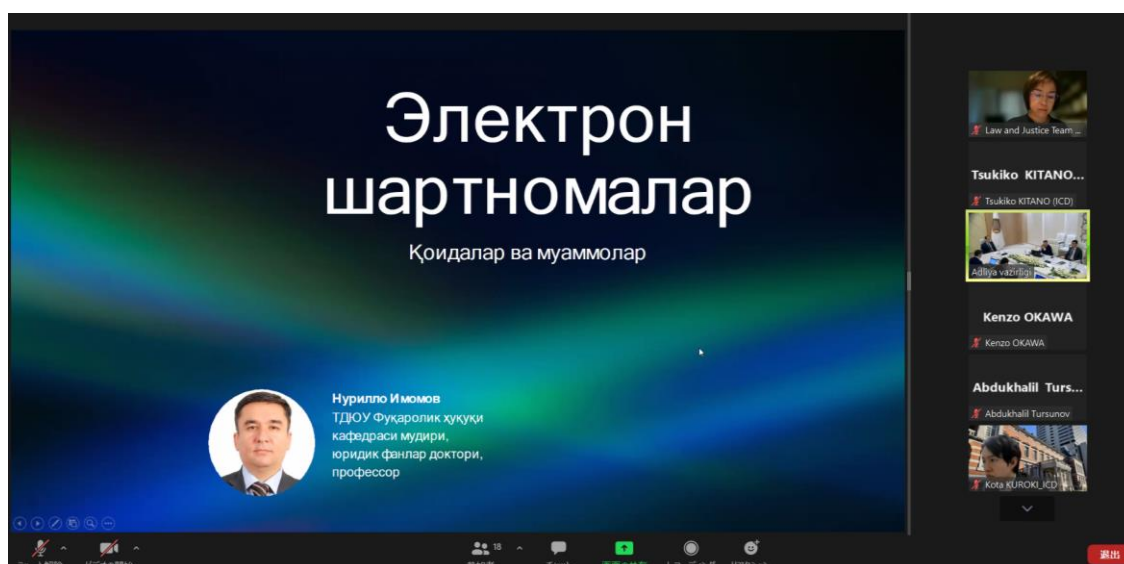
令和4年3月10日(木)、同月11日(金)、独立行政法人国際協力機構(JICA)とともに、ウズベキスタンの司法省、司法省研究所及び最高裁判所等の職員を対象に、第2回本邦研修(オンライン)を開催し、具体的なテーマとして、契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定―契約を中心に―という2つを取り上げました。

当部からは、内藤晋太郎部長、黒木宏太教官及び北野月湖専門官が参加しました。

本研修の概要は、次のとおりです。

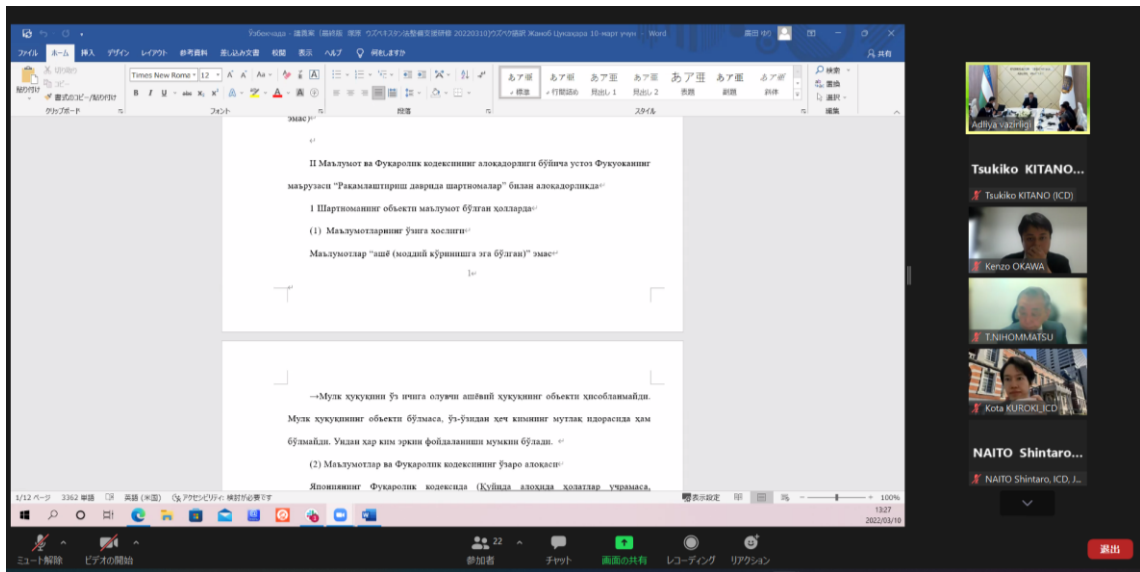
1) ウズベキスタンの電子契約について

タシケント国立法科大学民法講座長のヌリッロ・イモモフ教授から、ウズベキスタンの電子契約について、講義していただきました。

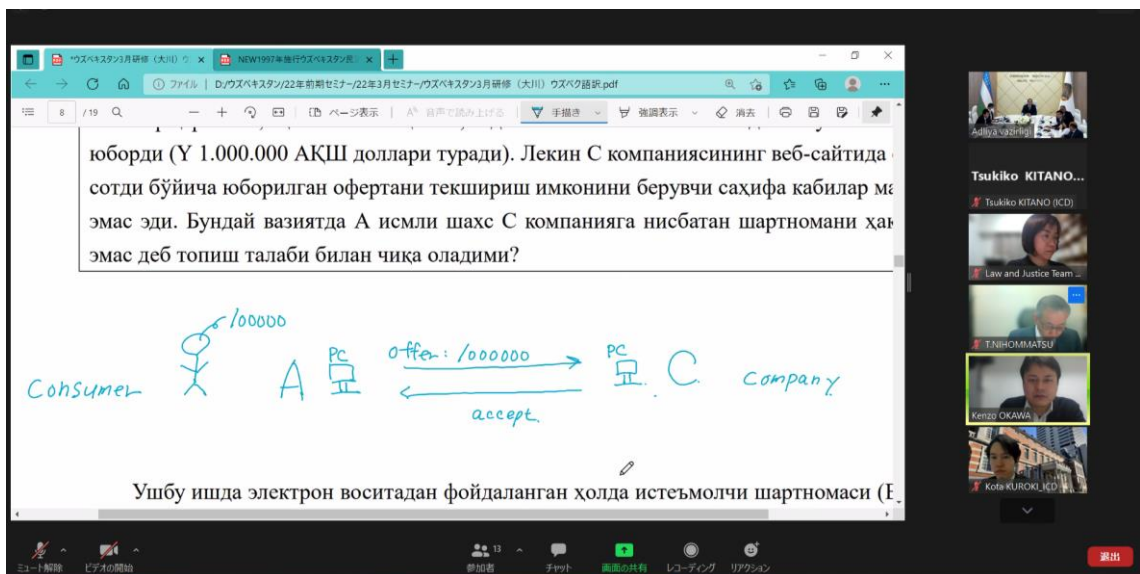


2) 契約及び電子契約の諸問題(契約の締結、錯誤による法律行為等)

摂南大学法学部の大川謙蔵准教授とJICAの塚原正典国際協力専門員より、電子契約を中心とした契約の成立、消費者保護の問題及びなりすましの問題について、講義していただきました。



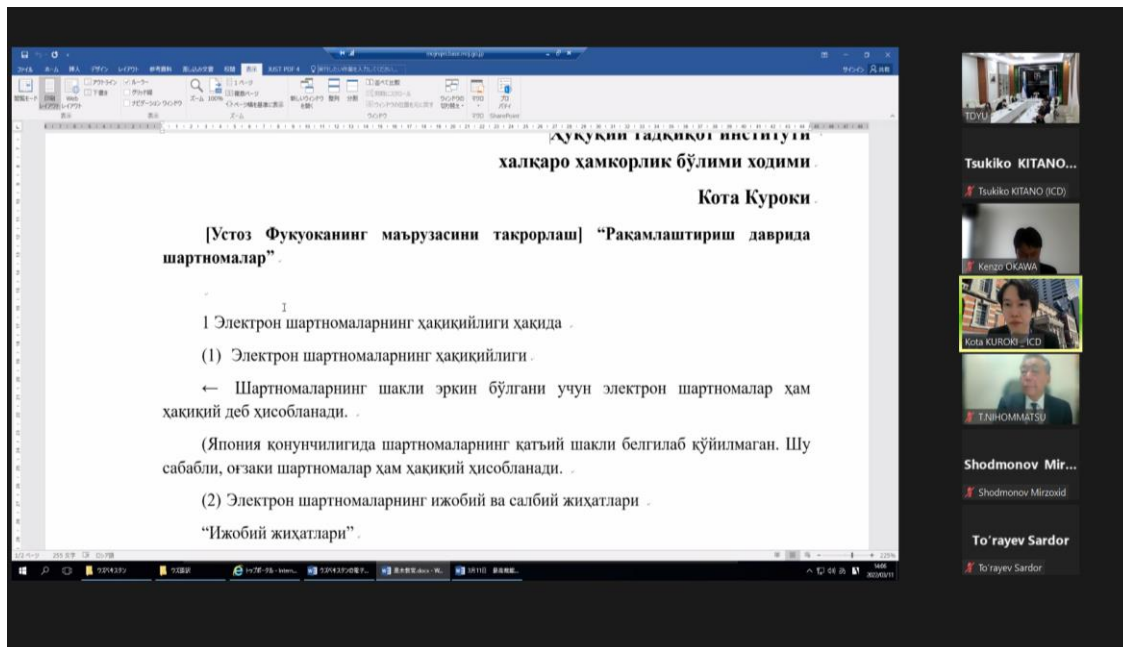
【塚原正典国際協力専門員の講義の様子】



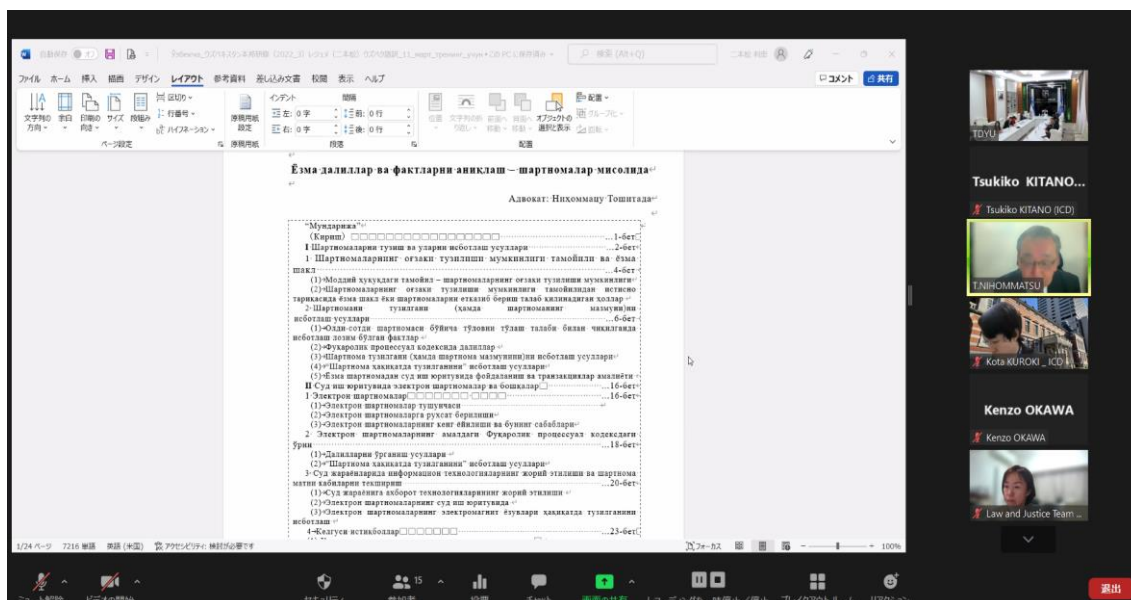
【大川謙蔵先生の講義の様子】

- 3) ウズベキスタンの総会決定について
ラズロフ・アクラモビッチ最高裁判官より、ウズベキスタンの最高裁の総会決定について、ご説明いただきました。総会決定は、ウズベキスタンの最高裁総会で採択されるもので、紛争解決の際に参照されているものです。
- 4) 書証と事実認定—契約を中心に—
御池総合法律事務所の弁護士（元大阪地裁所長）の二本松利忠先生より、書証と事実認定—契約を中心に—について、講義していただきました。

二本松先生の講義に先だって、黒木宏太教官が、今回のテーマを取り上げた理由について、説明しました。



【黒木宏太教官の講義の様子】



【二本松利忠先生の講義の様子】

新型コロナウイルスの影響に鑑み、本研修は、来日研修に代えて、オンラインで行うこととなりましたが、双方向の講義はとても充実したものとなりましたし、ウズベキスタン側の参加者は、研修全体を通じて積極的に意見を述べて主体的に参加してくださり、最後には本研修への感謝の言葉も多数いただくなど非常に好評でした。

今後も、ウズベキスタンへの法整備支援に尽力してまいりたいと思います。